

社保シリーズ

# 床装置の暫間固定

7

社保研究部

他の歯牙欠損のため咬合負担が増し、歯周病が進行することがよくある。そのため、症状の増悪を抑える装置が初期治療から必要になる。

しかし、歯周治療用装置として算定できるのは、基本治療終了後の精密検査によってG E c tまたはF O p, G T Rのいずれかの必要が確認された場合に限定されている。また、歯周外科の必要を認めても患者が侵襲を嫌う場合もあり、作製にまで至らないケースも多い。

そこで、歯周基本治療の奏功を見極めながら、歯周組織への負担を軽減する装置として暫間固定を選択する方法がある。以下、症例で解説する。

## 症例解説

この患者は、他医院で作製したPDを不適のまま使用せずにいたところ、残存歯部3+3が中等度の歯周病にまで進行し、来院したケースである。

このように他に固定源となりうる歯牙がなく、かつ固定を必要とする症例ではレジン床による固定装置を作製することができる。

床形態の装置ではあっても、暫間固定装置なので、同部位に半年以内に義歯が新製されていても作製することができる。

印象採得は装置の歯数に関係なく40点を、咬合採得は欠損歯数にあわせて義歯の咬合採得料を算定する。

ただし、レジン床固定装置に付属する人工歯、クラスプ、バーなどは固定装置の所定点数に含まれ別に算定できない。また、調整料も算定できないが、破切等に対する修理なら220点が算定できる。

下記は暫間固定装置と歯周治療用装置との床装置の場合の違いを一覧にしたものである。

## 床装置の比較

	暫間固定装置	歯周治療用装置
所定点数	650点	750点
装着料	30点	×
印象採得	40点	×
咬合採得	1～8歯 55点 9～14歯 185点 総義歯 280点	×
バー、クラスプ、人工歯	×	○
修理	220点	×
調整料	×	×
算定期間	基本治療時から可	歯周基本治療後の精密検査でF O p, G E c t, G T Rいずれかの必要性を判断した時点から

暫間固定装置の印象採得は認められるが、装置の歯数によらず40点を算定する。

暫間固定装置の咬合採得は認められる。装置の範囲に相当する歯数により有床義歯を準用して算定する。

歯周治療用装置と違い鉤やバーは装置の費用に含まれる。

調整はできないが修理なら220点が算定できる。

部位	傷病名	診療開始日
3+3	P <sub>2</sub>	21年1月23日
7+7	P <sub>1</sub>	21年1月23日
7-4   4-7	MT	21年1月23日
〔主訴〕 入れ歯が合わない。上顎前歯部が動く。		
〔所見〕 3+3部発赤・腫脹あり。上顎臼歯部PDは咬合接触せず。他医院でPD作成するも不適にて使用していない		

月日	部位	療法・処置	点数
1/23		初診	182
	3+3 7+7	P精検<検査結果略>	400
		歯管<文書提供、写し添付>	130
		基本治療終了後に歯周外科の適否を判断。前歯部の	/
		動揺を抑えるためレジン床固定装置を作製。	/
	3+3 7+7	歯清	60
	3+3	SC	64
	7-4   4-7	単imp (T F i x, アルジネート)	40
		BT (T F i x)	55
		実地指	80
		上顎口蓋側の清掃方法を指示	/
1/30		再診	40
	7+7	SC (64+42×2)	148
	7-4   4-7	T F i x (レジン床固定法)	680
		3 3エーカーズ鉤, 3+3パラタルエプロン	/
		レジン床固定装置の取り扱いについて説明	/
1月分 2日分 1,879点			
2/2		再診	40
		歯管	110
	7-4   4-7	T F i x調整	/
		7相当部粘膜面削合	/
2/7		再診	40
	3+3 7+7	P精検<検査結果略> (400×50/100)	200
		歯石沈着のため全歯牙にSRPが必要	/
	3+3	SRP (58×6)	348
		実地指	80
		下顎臼歯部頰側の清掃方法を指示	/
2/10		再診	40
	4-7	SRP (62×2+68×2)	260
2/14		再診	40
	3+3	SRP (58×6)	348
2/21		再診	40
	7-4	SRP (62×2+68×2)	260
2/28		再診	40
	3+3 7+7	P精検<検査結果略> (400×50/100)	200
		病状が安定期にあることを確認。歯周外科は不要。	/
	7-4   4-7	補診(写真用い7-4   4-7 PD作製の計画示す)	100
		3 3レスト座形成(9歯以下)	40
		連imp (寒天+アルジネート)	225
		BT	55
2月分 6日分 2,466点			

12月15日号の症例に誤りがございました。お詫びし訂正いたします。  
誤：12/3 歯周治療用装置 / 正：12/3 歯周治療用装置 750点  
誤：8日分 8,436点 正：8日分 9,186点